

主要活断層リストの見直し について

2015年2月9日
地震本部事務局

■見直しの背景

○平成9年8月29日

「地震に関する基盤的調査観測計画」を策定。この中で、陸域及び沿岸域における活断層調査の対象となる主要活断層(98断層)を決定。

○平成17年8月30日

「今後の重点的調査観測について」を策定。この中で、新たに12の主要活断層を基盤的調査観測の対象活断層に追加。

○平成26年8月27日

これまでの調査観測計画を統合し、新たに「地震に関する総合的な調査観測計画 ～東日本大震災を踏まえて～」を策定

・基盤的調査観測及び重点的調査観測の対象となる活断層帯のリストについては、調査観測計画部会で決定することとされた(基準自体は地震本部決定として上記計画内に既載)。

○平成26年9月16日

調査観測計画部会において活断層リストの審議を行った結果、従来の「110の主要活断層」について、「活断層ではない」と評価されたものが含まれる等の理由から、見直しが必要との結論が出た。

■見直しの対象

○主要活断層帯調査の対象活断層(=主要活断層帯)

- ・活断層でないと評価されたものの削除
- ・順序整理(追加12断層及び複数断層帯の統合を整理)
- ・名称の更新

○補完調査及び重点的調査観測の対象活断層

- ・主要活断層帯リストの更新を反映
- ・【要議論】これまでの評価を踏まえた対象の追加削除

○沿岸海域活断層調査及び短い活断層や地表に現れていない断層調査の対象活断層

- ・主要活断層帯リストの更新を反映

※「沿岸海域活断層調査」「短い活断層や地表に現れていない断層調査」の対象は、平成25年に九州の地域評価を踏まえた改定を既に行っているため、主要活断層帯リストの更新の反映のみとする。

■見直しの手順

○STEP1

見直しが必要な活断層の洗い出し(参考74-(2)1ページ目参照)

- ・「活断層ではない」と評価されたもの(東京湾北縁、荒川、岐阜一宮)
- ・複数の活断層(帯)が一つの活断層帯に統合されたもの(糸魚川-静岡構造線、屏風山・恵那山及び猿投山、柳ヶ瀬・関ヶ原、中央構造線)
- ・名称が変更になったもの

※課題: 評価の結果長さが基準を満たさなかった活断層(楡形山脈、花輪東)の扱い

○STEP2

新たな番号付け(参考74-(2)2ページ目参照)

- ・計画当初の活断層がSTEP1において除名・統合されたことによる番号繰り上げ
- ・概ね北東から南西に向けて順に活断層が記載されていることを踏まえ、平成17年度に追加された12の活断層(+伊勢湾、大阪湾)を適宜振り分けて番号付け

※課題: 地域評価によって新たに基準を満たす活断層が増えた場合の扱い

○STEP3

各種調査観測(補完~短い)対象リストへの修正の反映

- (補完調査は参考74-(2)3、4ページ目、重点的調査は資料74-(5)及び資料74-(6)を参照)
- ・主に順序と名称の更新

※課題: これまでの評価結果を踏まえた対象の追加削除まで行うか?

活断層リストとして公表する資料は資料74-(4)-1または資料74-(4)-3

■本日ご意見を頂きたい事項(主要活断層帯)

【1】評価の結果長さが**20km未満だった主要活断層帯の扱い**

具体的には.....楯形山脈断層帯(16km)、花輪東断層帯(19km)

事務局案:「主要活断層帯として残す」

・これまでも「20km以上の基準を満たさないが、詳細な調査が行われている」ことから評価が公表されてきたところ。杓子定規に基準を当てはめて削除しても利用者の益とはならない。

【2】対象から外した断層の**評価文の扱い**

事務局案:「別途公開する」

・活断層ではないと判断した根拠等を評価文において述べているため、対象外となっても評価文は引き続き公開する必要がある。

【3】**地域評価**の結果、**新たに基準を満たす**と判断された活断層帯の扱い

事務局案:「今回のリストの後ろに追加する。追加時期は以下のいずれか」

①「地域評価が一巡した時点で全地域分を反映」

②「各地域の評価が公表されるごとに追加」

・②の場合、次回以降の部会において九州地域(+関東地域)を審議。

■本日ご意見を頂きたい事項(その他)

【4】「補完調査」など各種調査対象の活断層リストについて、**現在の評価**を踏まえた**対象の追加削除**も行うか

事務局案:「異論がなければ今回実施、異論があれば次回以降議論」

・主要活断層帯調査とは異なり、旧リストに記載された活断層の調査・評価改訂がまだ完了していない状態。

追加削除を行った場合の活断層リストは資料74-(4)-1

追加削除を行わない場合の活断層リストは資料74-(4)-3

※それぞれの見え消し版は資料74-(4)-2及び資料74-(4)-4

■今後議論が必要となる可能性のある事項

【5】複数の断層帯に分割される可能性のある断層帯の扱い(例:布田川断層帯・日奈久断層帯)、逆に複数の断層帯が今後1つの断層帯に統合された場合の扱い

【6】地域評価(一巡目)のために調査観測が必要な断層を、評価前に指定できる仕組みの検討

これらについては、地震調査委員会長期評価部会活断層分科会等において必要性等の検討と対象の洗い出し等を行った上で、改めてご相談させて頂きたい。